

議案第121号

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例

鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

（小型浮棧橋使用料の経過措置）

- 6 別表第2の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間における令和5年度以後建設された鹿児島港谷山二区長水路小型浮棧橋に係る小型浮棧橋使用料は、1月につき、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

期 間	料 金
供用開始の日から24月以内	4,800円
供用開始の日から24月を超え60月以内	6,800円

別表第2係船料（岸壁、物揚場及び棧橋に係る使用料をいう。）の項を次のように改める。

係船料（岸壁、物揚場、棧橋及び浮棧橋に係る使用料をいう。）	(1) 定期航路船 ア 同一係留施設を1日2回以内使用する場合 1回ごとに イ 係留時間2時間未満のとき、 総トン数1トンにつき エ 係留時間2時間以上のとき、 24時間までごとに、総トン数1トンにつき イ 同一係留施設を1日3回以上使用する場合 総トン数1トンにつき、1日	1円89銭 2円78銭 5円42銭	
	(2) 定期航路船以外の船舶（(3)に掲げる船舶を除く。） 1回ごとに ア 係留時間12時間以下のとき、 総トン数1トンにつき イ 係留時間12時間を超え24時間以下のとき、総トン数1トンにつき	3円91銭 (3円59銭) 5円20銭 (4円78銭)	(1) 外航船舶 (国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶をい

	ウ 係留時間24時間を超えるとき、 総トン数1トンにつき	5円20銭（4円78銭）に24時間を超える係留時間12時間までごとに2円61銭（2円39銭）を加算した額	う。）にあつては、括弧書の料金とする。 (2) 官公署用船舶又は20トン未満の船舶は、無料とする。
	(3) 定期航路船以外の船舶（鹿児島港本港区北ふ頭浮棧橋、鹿児島港中央港区マリンポート浮棧橋及び桜島港浮棧橋に係留する船舶に限る。） 1日につき	1,900円	

別表第2 小型浮棧橋使用料の項を次のように改める。

小型浮棧橋使用料	(1) 平成3年度以前に建設されたものに係るもの 1月につき		鹿児島港谷山二区長水路小型浮棧橋に限る。
	ア 船長4メートル未満の船舶の場合	2,270円	
	イ 船長4メートル以上8メートル未満の船舶の場合	2,840円	
	ウ 船長8メートル以上の船舶の場合	3,400円	
	(2) 令和5年度以後に建設されたものに係るもの 1月につき	9,600円	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

小型船舶用係留施設として整備する浮棧橋等の使用料を定めるため、所要の改正をしようとするものである。